

島根県令和5年度11月補正予算 令和6年度公募

ものづくり産業生産プロセス変革等支援事業 (エネルギー価格・物価高騰対策分) 補助金

対象島根県内中小製造業者 (※みなし大企業除く)

補助上限額 **500千円～10,000千円**

補助率 **1/2 or 2/3 (※)**

※「小規模事業者」に該当する場合

**エネルギー価格・物価高騰の影響に対応し、
以下のいずれかに対応する取組を支援します！**

※下記、事業区分を選択の上申請いただきます

生産プロセス変革型

- ・省人化、自動化を進める事業
- ・多能工化に向けた人材育成システムの整備やそれに伴い工程を変更する事業

サプライチェーン再構築型

- ・サプライチェーンの再構築に対応し、受注を獲得するための事業
- ・新たな需要に対応するための新製品・技術の開発や新市場へ参入するための事業

公募期間 令和6年6月3日(月)～令和6年11月22日(金)

第1回締切 令和6年7月5日(金)

第2回締切 令和6年9月20日(金)

第3回締切 令和6年11月22日(金)

※公募期間中に3回の締切を設定し、締切までに提出があった申請案件について、審査会により採否を決定いたします。

※申請件数と予算の状況によっては、早期に公募を終了する可能性があります

申請方法

所定の様式(HP参照)に必要事項を記載のうえ、ご提出ください。

※申請をご検討の場合は必ずお問い合わせください。

採択の決定

審査委員会において、プレゼンテーションを行っていただいた後、審査委員会による審議を経て、申請事業の採否を決定いたします。

※審査委員会は、上記締切日のそれぞれおおよそ20日後頃を目途に開催いたします。詳細な日時は申請書類提出後別途ご案内いたします。

(公財) しまね産業振興財団 経営支援課

(担当: 寺田、梅木)

TEL : 0852-60-5115 FAX : 0852-60-5105

E-mail : con@joho-shimane.or.jp

当該補助金のHPはこちら→

わたしたちは、がんばる県内企業を応援します。

公益財団法人
しまね産業振興財団



申請要件

以下の要件(1~3)を必ず満たしていただく必要があります。

1. 補助金重複利用要件

「生産プロセス変革型」への申請の場合、令和4~6年度に実施された(される)該当の補助・助成事業に採択された実績がないこと
※該当の事業については交付要領をご確認ください。

2. 対象者

- ・ 交付要領第3条に掲げる中小企業者(みなし大企業除く)のうち、製造業者
- ・ エネルギー価格、物価高騰の影響を受けていること
- ・ パートナーシップ構築宣言登録事業者(※)であること

※宣言登録申請中含む

※以前、「ものづくり産業生産プロセス変革等支援事業(原油価格・物価高騰対策分)助成金」の交付を受けている場合、本補助金には申請いただけません。ただし、以前、事業区分「生産プロセス変革型」で交付を受けている企業が、本補助金の「サプライチェーン再構築型」で申請する場合に限り、申請いただくことが可能です。

3. 対象事業

<生産プロセス変革型>

- ①エネルギー価格・物価高騰等の影響に対応し、以下のいずれかに該当する取組であること
➡省人化・自動化を進めていく事業であること
➡多能工化に向けた人材育成システムの整備やそれに伴い工程を変更する事業であること
- ②補助期間を含む3年の事業計画を策定し、下記のいずれも達成すること
(A)事業者全体の付加価値額を年率平均3%以上増加させること
(B)給与支給総額を年率平均1.0%以上増加させること
- ③申請時における従業員数を設備導入年度の翌年度末において維持すること
同数を維持できなかった場合でも、最長でも設備導入から3年が経過した日の属する年度末までに、申請時における従業員数に回復させること
- ④先駆的な取組として成果を公開できること

<サプライチェーン再構築型>

- ①エネルギー価格・物価高騰等の影響に対応し、以下のいずれかに該当する取組であること
➡サプライチェーンの再構築に対応し、受注を獲得するための事業であること
➡新たな需要に対応するため、新製品・技術の開発や、新市場へ参入するための事業であること
- ②補助期間を含む3~5ヶ年の事業計画を作成し、下記のいずれも達成すること
(A)給与支給総額を年率平均1.0%以上増加させること
(B)事業計画期間終了年度に県外企業からの受注額を補助事業導入年度比で3~5%(年率1%)以上増加すること
(C)事業計画期間終了年度に県内企業との取引額(※)を補助事業導入年度比で3~5%(年率1%)以上増加すること

※「取引額」の定義については交付要領をご確認ください

事前着手制度

- ・ 早期の事業着手や事業期間確保の視点から、**令和6年4月1日以降**の設備の購入契約等が補助対象となります。
※公募期間中の「事前着手申請手続き」が必要です。詳細はHPをご確認ください。

補助期間

交付決定日~最長で**令和7年2月28日**まで